

北海道地方交通審議会船員部会
第1回北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金専門部会
議事概要

開催年月日	令和2年11月13日（金）
開催場所	札幌第二合同庁舎（9階会議室）

□議 題□

1. 専門部会長の選出及び専門部会長代理の指名
2. 諮問趣旨説明
3. 関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する官報公示結果
4. 最低賃金専門部会資料説明
5. 北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の改正（審議）
6. その他

□議事概要□

- ・ 部会長が選出されるまでの間、海事振興部長により議事が進められた後、公益委員の互選により、高井部会長の選出及び高井部会長から市川部会長代理の指名がなされた。
- ・ 事務局より、「諮問趣旨」「関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する官報公示結果」について、説明・報告があった。
- ・ 事務局より、「最低賃金専門部会資料」について、説明及び委員からの質問に対する回答があった。
- ・ 審議に入り、使用者委員より、北海道の対象船舶は大多数が建設業に従事する船舶であるが、ここ数年、公共事業が低迷している上、今後も新型コロナウイルス感染症の影響もあり、経営状況が厳しい現状を踏まえ、最低賃金は据え置きたいとの意見があった。
- ・ また、北海道の対象船舶は大多数が20トン未満の船舶であり、海技免許（大型）受有者は少なく、ほとんどが操縦免許（小型）を持って働く者であることから、他地区の最低賃金と比較する必要はなく、北海道の実情に照らして考えるべきであるとの意見があった。
- ・ 一方、労働者委員より、対象となる会社には、船員だけでなく陸上社員も在籍していると思われるところ、過去の陸上最低賃金の引上額と船員最低賃金の引上額を比較すると、陸上の方が高いこと、船舶関連の免許を持って船員法適用船舶に乗り組むことの魅力を失わないためにも、最低賃金を改定する必要があるとの意見があった。
- ・ また、北海道の実情に照らして考えることは認識しているが、建設業に従事する20トン未満の船舶は、北海道だけでなく全国各地にあること、人材確保の面を踏まえると、他地区の最低賃金も参考にする必要があることなど、意見があった。
- ・ 以上より、労働者委員より、職員・部員とも、一律1,400円の引上額が提示された。
- ・ 部会長より、労使委員双方のみで協議を行うよう要請があり、両者のみで協議を行った。
- ・ 労使委員相互間の意見が相違しており、金額の合意に至らないことから、部会長より労使双方が意見を持ち帰り検討の上、次回の部会において、合意に向けた審議を再開したいとの提案がなされ、了承された。
- ・ 次回の最低賃金専門部会は、令和2年12月7日（月）13時30分より開催することを確認した。

（以 上）